

### 第 4 3 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 8 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例  
足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次の  
ように改正する。

別表第 2 中 4 2 の項及び 4 3 の項を削り、4 4 の項を 4 2 の項とし、  
4 5 の項から 9 6 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都ふぐの取扱い規制条例の改正に伴い、規定を整備する必要がある  
ので、この条例案を提出いたします。